

●太陽光発電の導入に関する補助制度

【公立学校】太陽光発電等導入事業

概要：公立学校施設へ太陽光発電設備、風力発電設備若しくは太陽熱利用設備（以下、「太陽光発電等」という。）又は蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る）を導入する学校に対して国庫補助を行う。

対象：幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、高等学校(産業教育施設のみ)、特別支援学校(幼稚部、小中学部、高等部)、共同調理場（ただし、小・中学校への設置を優先する。）

補助率：1/2

補助下限：400万円（蓄電池は上限1,000万円）

関連工事：①技術上の課題を解決するための工事

屋上防水の更新、屋上への防護ネット・柵等の設置、変圧器の新設・更新、太陽光発電等の荷重を屋上・屋根が支えるための建物の補強の工事、その他必要となる工事等

②太陽光発電等を環境教育に活用するための工事

発電や熱の利用状況を表示するモニターの設置等

※沖縄においては、「沖縄振興公共投資交付金」の交付対象となる。

【公立学校】建物全体を整備する事業に合わせて設置

概要：新增築、改築、大規模改造に併せて太陽光発電を導入する事業に対して国庫補助を行う。

補助率：新增築 1/2

改築 1/3※

大規模改造 1/3

※ 1s値0.3未満であって、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築：1/2

<エコスクールパイロット・モデル事業の利用>

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を、モデル校として認定する。その際、上記に併せて支援を受けることができる。

【私立学校】エコキャンパス推進事業

概要：私立学校における新エネルギーの活用など環境に配慮した学校施設整備の推進に必要な施設の改造等に対して国庫補助を行う。（平成21年度創設）

対象：私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学(短期大学を含む)

補助率：高専及び大学(短期大学を含む) 1/2以内、左記以外 1/3以内

補助下限：1,000万円(高専及び大学(短期大学を含む)以外は上限2億円)

関連工事：太陽光発電システム設置に伴い必要となる受電、変電設備、電気配線、建物の改造工事